

第35回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
令和2年1月8日	参考資料1

## ○関係法令

### 【目次】

1. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（抄）	2
2. 厚生労働省設置法（抄）	4
3. 厚生科学審議会令	5
4. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務	8
5. 厚生科学審議会運営規程	9

# 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

## (昭和32年法律第164号)(抄)

### (振興指針)

第56条の2 厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針(以下「振興指針」という。)を定めることができる。

- 2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
  - 二 施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技能の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
  - 三 従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し配慮すべき事項
- 3 振興指針は、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資するものでなければならない。

### (振興計画の認定)

第56条の3 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業(以下「振興事業」という。)に関する計画(以下「振興計画」という。)(小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。)を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適當である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができる。

- 2 振興計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 振興事業の目標
  - 二 振興事業の内容及び実施時期
  - 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 前2項に規定するもののほか、振興計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第1項の認定を受けた組合又は小組合は、毎事業年度経過後3箇月以内に、当該計画の実施状況について厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 第1項の規定による認定の申請及び前項の規定による報告は、都道府県知事を経由してするものとする。

(標準営業約款の認可)

第57条の12 全国指導センターは、厚生労働大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に關しあむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款(以下「標準営業約款」という。)を定めることができる。  
これを変更しようとするときも、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

- 一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
  - 二 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
  - 三 損害賠償の実施の確保に関する事項
- 2 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。
- 一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。
  - 二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。
  - 三 不當に差別的でないこと。
  - 四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。
  - 五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可又はその取消しの処分を行つたときは、厚生労働省令で定めるところにより、告示しなければならない。

(審議会等)

第58条 (略)

2 厚生労働大臣は、第9条第1項、第55条若しくは第57条の12第1項の認可に関する処分、第9条第4項の基準の設定、第11条第1項(第56条及び前条において準用する場合を含む。)若しくは第57条第1項の規定による命令、第11条第1項若しくは第2項(これらを第56条及び前条において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消し、第56条の2第1項の規定による振興指針の設定又は第56条の6第1項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

3 (略)

4 (略)

## 厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)(抄)

(厚生科学審議会)

第8条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
    - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
    - ロ 公衆衛生に関する重要事項
  - 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
  - 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。
  - 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## **厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)**

内閣は、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

### **(組織)**

第1条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### **(委員等の任命)**

第2条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

### **(委員の任期等)**

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### **(会長)**

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

**第5条** 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
感染症分科会	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
	2 検疫法(昭和26年法律第201号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
生活衛生適正化分科会	1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
	2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(部会)

- 第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
  - 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において

て同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

## 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会所掌事務

- 1 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議する
- 2 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第58条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理すること
  - (1) 生活衛生同業組合が定める適正化規定の認可・変更・取消しに関すること。(法第9条第1項、第11条第1項、第2項関係)
  - (2) 生活衛生同業組合連合会が定める適正化基準の認可・変更に関すること。(法第55条関係)
  - (3) 全国生活衛生営業指導センターが定める標準営業約款の認可・変更に関すること。(法第57条の12第1項関係)
  - (4) 厚生労働大臣が定める公正な競争状態の判断基準に関すること。(法第9条第4項関係)
  - (5) 厚生労働大臣が行う料金又は営業方法の制限に関する勧告、命令に関すること。(法第56条の6第1項、第57条第1項関係)
  - (6) 厚生労働大臣が定める振興指針の策定に関すること。(法第56条の2第1項関係)

# 厚生科学審議会運営規程

(平成13年1月19日 厚生科学審議会決定)

厚生科学審議会令(平成12年政令第283号)第10条の規定に基づき、この規程を制定する。

## (会議)

- 第1条 厚生科学審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

## (審議会の部会の設置)

- 第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第4条までにおいて同じ。)を設置することができる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができる。

## (諮問の付議)

- 第3条 会長は、厚生労働大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

## (分科会及び部会の議決)

- 第4条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

## (会議の公開)

- 第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事録は、公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

第7条 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。

- 2 分科会長は、第3条の規定による付議を受けたときは、当該付議事項を前項の部会に付議することができる。
- 3 第1項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができます。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、2以上の部会を合同して調査審議させることができます。

(委員会の設置)

第8条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第9条 第1条、第5条及び第6条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第1条、第5条及び第6条中「会長」とあるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会長」と、第1条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。